

日バス協技第382号  
平成26年11月25日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会長 高橋 幹

### 事業用自動車の緊急点検の実施について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別紙のとおり、国土交通省自動車局整備課長から通知がありました。

本通知は、平成26年10月24日に中国自動車道において、高速乗合バスが車枠の腐食により部品が剥離してハンドル操作が不能になり、接触事故を発生させたことから、車枠・車体の腐食に関する緊急点検を実施する必要があるとのことで発せられたものです。

つきましては、下記により、車枠・車体の腐食に関する緊急点検を実施して頂くよう、会員事業者にも周知方お願い致します。

### 記

1. 保有する事業用自動車（バス）全車両に対して、下回りの主要骨格部分を含む各部位について、点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。
2. 当該打音検査等により腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、当該部位の補修や防錆措置をするなど適切に対処すること。

以上



国自整第 225 号

平成 26 年 11 月 21 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



事業用自動車の緊急点検の実施について

標記については、平成 26 年 3 月 7 日付け国自整第 365 号「事業用自動車の保守管理の徹底について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する保守管理の徹底を図っているところですが、平成 26 年 10 月 24 日に兵庫県内の中国自動車道において、近畿運輸局管内の高速乗合バスが車枠の腐食により部品が剥離してハンドル操作が不能になり、当該バスが接触した乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生しました。これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにも拘わらず、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

また、当該事故の発生に鑑み、近畿運輸局では、別添 1 のとおり事業用自動車（バス）の全車両緊急点検を実施するよう通知したところです。

つきましては、同種事故の再発防止を図るため、下記により車枠・車体の腐食に関する緊急点検を実施するよう貴会傘下会員の自動車運送事業者にも周知して頂きますようお願いいたします。

なお、本件については、別添 2 のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

記

1. 保有する事業用自動車（バス）全車両に対して、下回りの主要骨格部分を含む各部位について、点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。
2. 当該打音検査等により腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、当該部位の補修や防錆措置をするなど適切に対処すること。

